

ウクライナ

商標法

商品及びサービスに係る商標の権利の保護に関して

2021年6月15日最終改正

目次

第 I 章 総則

第 1 条 用語及び略称の定義

第 2 条 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の権限

第 2-1 条 商品及びサービスに係る商標(商標)の権利の保護の分野における NIPO の権限

第 2-2 条 審判室及び NIPO の専門官の独立性の保証

第 2-3 条 認証委員会

第 2-4 条 不服審査委員会

第 3 条 国際条約

第 4 条 外国人及びその他の者の権利及び義務

第 II 章 商標の法的保護

第 5 条 法的保護の付与の要件

第 6 条 法的保護の拒絶理由

第 III 章 商標登録証の取得手続

第 7 条 出願

第 8 条 出願日

第 9 条 優先権

第 10 条 出願の審査

第 11 条 出願の取下げ

第 11-1 条 出願の分割

第 12 条 登録証交付の公告

第 13 条 商標の登録

第 14 条 登録証交付

第 15 条 NIPO の決定に対する不服申立

第 IV 章 登録証から生じる権利及び義務

第 16 条 登録証から生じる権利

第 17 条 登録証から生じる義務

第 V 章 登録証の消滅及び無効

第 18 条 登録証の消滅

第 19 条 登録証の無効

第 VI 章 権利の保護

第 20 条 登録証所有者の権利に対する侵害

第 21 条 救済

第 22 条 再登録の権利

第 VII 章 最終規定

第 23 条 国税及び手数料

第 24 条 外国における商標の登録

第 25 条 周知商標の権利の保護

第 I 章 総則

第 1 条 用語及び略称の定義

(1) 本法の適用上、次の定義を適用する。

「国家知的所有権庁」(以下「NIPO」という)とは、本法、知的所有権の分野における他の法律、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の法令並びに憲章に定める知的所有権の分野における権限を行使するウクライナ内閣が国レベルで定めた知的所有権の法的保護に係る国家体制の一部であり、かつ、国際及び地域機関においてウクライナを代表する権利を有する国家機関をいう。

「人(者)」とは、個人又は法人をいう。

「商標」とは、ある人の商品及びサービスを他人の商品及びサービスから識別する標章を意味する。

「登録証」とは、ウクライナの商標登録証を意味する。

「登録商標」とは、登録証が交付されている商標又はウクライナの領域内で有効な国際登録を有する商標を意味する。

「出願」とは、登録証を交付するために必要とされる一式の書類を意味する。

「出願人」とは、出願をした者又は法律に定める他の手続に基づいて出願人の権利を取得した者をいう。

「出願の優先権(優先権)」とは、出願における優先権をいう。

「優先日」とは、優先権の宣言の基礎となる NIPO 又は工業所有権の保護に関するパリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の当事国加盟国の適切な機関への出願日をいう。

「登録簿」とは、電子的に維持される商標のウクライナの登録証についての国家登録簿を意味する。

「審判室」とは、NIPO の合議体であって、知的所有権の取得、知的所有権の全部又は一部の無効の声明、ウクライナにおける周知商標の認定の声明に関する NIPO の決定に対する異議申立の審理並びに本法、ウクライナの他の法律及び規則に基づいてその管轄権に属する他の問題の審理を行うためのものをいう。

「知的所有権の法的保護に係る国家体制」とは、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局、NIPO 並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が管理する関係専門分野の学術、教育、情報及びその他の国営企業、機関、組織の体制をいう。

「ドメインネーム」とは、インターネットにおけるコンピュータ及びリソースのアドレスとして使用される名称を意味する。

「ニース分類」とは、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」を意味する。

「認証委員会」とは、NIPO の合議体であって、知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の活動に従事する権利を取得する意思を示した者の業績評価を行うことを主たる目的とするものをいう。

「不服審査委員会」とは、NIPO の合議体であって、認証委員会の決定に対する知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の候補者の不服申立を審理すること及び知的所有権代理人(特許弁護士)の行為に対する不服申立を審理することを主たる目的とするものをいう。

「出願データベース」とは、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する

中央行政当局によって決定される出願に関する情報並びにその現行の手續に関する情報を含む、電子的に維持されるデータベースを意味し、NIPD の公式ウェブサイトにおいて公開され、何人によっても閲覧可能である。

「公報」とは、NIPD の電子公報をいう。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関をいう。

「団体標章」とは、団体の構成員の商品及びサービスを他人の商品及びサービスから識別するのに資する標章を意味し、団体とは、その組織的及び法的形態及び構成に拘らず如何なる団体をも含み、その存在が団体が創設された国家の法令に違反しないものをいう。

「国際登録」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び／又は標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書を遵守してなされた商標の国際登録を意味する。

「パリ条約」とは工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約を意味する。

第 2 条 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の権限

(1) 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の権限は、次のことを含む。

- ・商品及びサービスに係る商標の権利の保護の分野における法的規則を確保すること
- ・商品及びサービスに係る商標の権利の保護の分野における発展の優先度を決定すること
- ・知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施に当たって、また、知的所有権の保護を強化する目的で、中央行政当局、他の政府機関と交流し、連携すること
- ・知的所有権の法的保護の分野における法令の改善提案を策定すること
- ・知的所有権の法的保護の分野における国際協力を行うこと並びに国際機関で商品及びサービスに係る商標の権利の保護におけるウクライナの利益を代表すること
- ・法律に従って知的所有権の法的保護の分野における協力に関する国際条約を締結すること
- ・国際条約に従って知的所有権の法的保護の分野における国際プログラム及びプロジェクトの実施を確保すること
- ・知的所有権の法的保護の分野における国際機関へのウクライナの加盟から生じる義務の履行を確保すること
- ・所定の手続に従って外国及び国際機関の関係当局と交流すること
- ・知的所有権事件における代理人(特許弁護士)、NIPD の認証委員会及び知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の業績評価手続、不服審査委員会、知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の国家登録簿に関する規定を承認すること
- ・知的所有権の分野における NIPD の活動を調整すること
- ・NIPD の知的所有権の分野における法令の遵守、知的所有権の保護に関する行為のための手数料の徴収による収益の使用を管理すること

(2) 知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局は、法律に基づく他の権限を行使する。

第 2-1 条 商品及びサービスに係る商標(商標)の権利の保護の分野における(NIPD の権限

(1) NIPD の機能は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が設置し、かつ、ウクライナ内閣が決定した公法上の法人(国家機関)が遂行する。

(2) NIPD に委任される権限は、次のものを含む。

- ・出願の受領，審査，出願に関する決定を行うこと
- ・商標の登録証を交付すること，商標を国家登録すること
- ・商標及び商標出願に関する公式情報の公報への公告，登録簿及び出願データベースの維持，情報の登録簿への登録，電子及び／又は紙面形式による抄本及び要約の提供を行うこと
- ・知的所有権の法的保護の分野において国際協力を行うこと並びに法律に従って世界知的所有権機関及び国際機関で商標の権利の保護におけるウクライナの利益を代表すること
- ・知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の研修，業績評価及び登録を行うこと
- ・知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の国家登録簿を維持すること
- ・商標の権利の保護の分野における国家政策の実施に関して通知し，説明すること

(3) NIPO はまた，次のことを行う。

- ・標章の国際登録に関するマドリッド協定及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいて定められた「国内官庁」の機能を遂行すること
- ・知的所有権の法的保護の分野における情報及び出版活動を実施すること
- ・商標の権利の保護の分野における法令の適用の国内及び国際慣行を普及させること，
- ・この分野における法令の改善提案を策定すること並びに当該提案を知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局に提出すること
- ・商標の権利の出願の審査及び国家登録に係る指針を承認すること
- ・知的所有権の法的保護のための国家体制の職員の研修，再研修及び専門的訓練を組織化すること

・本法，ウクライナの他の法律及び規則，憲章に定める他の機能及び権限を実施すること
NIPO は，割り当てられた権限及び機能を遂行するのに必要な情報，書類及び資料を，省庁，他の中央及び地方行政機関並びに地方自治体から無償で受領する権利を有する。

(4) NIPO は，本法，他の法律，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の法令並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認した憲章に基づいて行動する。

(5) NIPO により委任された権限の実施を確保するために，NIPO の長官は，権利書類に署名する権限を有する。

(6) NIPO の管轄権に属する事項に関する提言書を作成するために，当局は，学術研究を実施し，専門家及び顧問を雇うことができる。

(7) NIPO は，長官を長とし，長官は，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が任命及び解任する。

ウクライナの国民であって，過去 5 年間ウクライナに居住しており，国語に堪能であり，世界知的所有権機関(WIPO)の公用語の 1 に堪能であり，法学及び／又は知的所有権の大学の学位，知的所有権の分野における少なくとも 10 年間の業務経験並びに少なくとも 5 年間の管理職経験を有する者は，NIPO の長官となることができる。

裁判所の決定に従って，国の機能の遂行に関する活動を行う又は関係する地位に就く権利を剥奪され，かつ，汚職又は汚職関連犯罪で行政罰を受けた者は，裁判所の判決が効力を生じた日から 3 年以内は，NIPO の長官となることができない。

NIPO の長官は，公共部門の事業体の長の競争選考に係る所定の手続に従って，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が実施する公開競争の結果に従うことを条件として任命される。

NIPO の長官は、第 1 代理 1 名及び代理 2 名を有するものとし、各代理は、NIPO の長官から請求があったときに、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局がその地位に任命する。

(8) 監督委員会は、NIPO の監督機関であり、次の者をもって構成する。

- ・ウクライナ国会の代表者 2 名
- ・知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の代表者 2 名
- ・科学及び教育の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の代表者 1 名
- ・知的所有権代理人(特許弁護士)の公的機関の代表者 1 名
- ・ウクライナ国立科学アカデミーの代表者 1 名
- ・監督委員会は、諮問投票権を有する国際及び／又は地域知的所有権機関の代表者 2 名を含むことができる。

監督委員会の人事構成は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認する。

監督委員会の委員は、無償でその職務を遂行する。

監督委員会の委員長及びその代理は、監督委員会の委員が互選する。知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の代表者は、監督委員会の委員長となることができない。

監督委員会の権限は、NIPO の財務的及び経済的活動、予算の執行、知的所有権の保護に関する行為のための手数料の徴収による収益から生じた資金の使用の監督を含む。

監督委員会は、次のことを行う権利を有する。

- ・公表を制限された情報を除き、情報を NIPO に請求すること及び当該情報を取得すること
- ・NIPO による権限の実施状況、財務的及び経済的活動の実施、予算の執行、知的所有権の保護に関する行為のための手数料の徴収の収益から生じた資金の使用並びに NIPO の活動の計画に関する NIPO の長官の報告を聴取すること
- ・審理に必須である提言書を NIPO に提出すること
- ・特定された違反に関して、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局に通知すること

監督委員会の委員の任期は、委員長を除き 2 年とし、1 期を限度として延長することができる。監督委員会の委員の任期が満了したときは、当該委員を代表として派遣した関係機関又は組織は、1 月以内に、新たな代表者を監督委員会に派遣し又は監督委員会の委員の任期延長を決定する。

監督委員会の委員の権限は、当該委員を代表として派遣した機関から請求があったときは、任期満了前に消滅させることができる。

監督委員会の委員の権限は、また、次の場合は、監督委員会の発意により消滅させる。

- ・委員の請求により、権限消滅の申請がされた場合
- ・健康上の問題のために職務を遂行することができない場合
- ・当該委員を代表として派遣している機関との関係が終了した場合
- ・当該委員に対する裁判所の評決が効力を生じた場合
- ・当該委員が死亡した場合又は当該委員を無能力者、限定行為能力者、行方不明者若しくは死亡宣告者と認定する裁判所の決定に基づく場合

- ・汚職又は汚職関連犯罪で行政罰を適用された場合

権限が任期満了前に消滅した監督委員会の委員を代表として派遣した機関は、前代表者の権限が早期に消滅した日から1月以内に、新たな代表者を監督委員会に派遣する義務を負う。監督委員会は、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認した監督委員会に関する規則に従って活動する。

監督委員会の業務形態は会議とし、その結果に基づいてプロトコルを作成し、その写しをNIPO並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局に送付する。監督委員会の会議は、監督委員会の委員の単純過半数が出席した場合に有効とみなす。

NIPOは、監督委員会の場所並びに組織的及び物質的支援を行う。

(9) NIPOは、その公式ウェブサイトにおいて、財務諸表、特に年次財務諸表、年次財務諸表に関する監査報告書、予算の執行を含むその活動に関する報告書及び次年度の予算を年1回公開する。

NIPOの財務諸表又は連結財務諸表は、監査の対象とし、監査は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の決定に基づいて行う。

(10) NIPOは、その活動から利益を得る目的を有さない。NIPOの活動の資金は、知的所有権の保護に関する行為のための手数料の徴収による収益及び法律により禁止されていない他の資金源から提供する。

NIPOは、「公的調達に関して」のウクライナ法に定める方法により、同法に定める手続を使用して、物品、業務及びサービスを調達する。

(11) 本法に従ってNIPOが受理又は承認する書類には、適格な電子署名を使用することができる。電子形態によるNIPOへの書類の提出及び電子形態による書類の交付は、電子書類及び電子書類管理、電子信託サービスの分野における法令、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めた規則に従って行う。

第2-2条 審判室及びNIPOの専門官の独立性の保証

(1) 審判室の活動は、合法性、公平性、独立性、透明性、信頼性、合議制及び適格な職員配置の原則に基づかなければならない。

(2) 審判室による異議申立及び申請の審理の主原則は、法の支配、合法性、法及び審判室の前における審理参加者の平等性とする。

(3) 審判室の権限、その構成員の要件、審判室による知的所有権の取得に関するNIPOの決定に対する異議申立の審理手続、審判室の活動に対する組織的及び技術的支援に係る手続並びにその管轄権に属する他の問題の解決は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認した審判室の手続規則により決定する。

(4) NIPOの専門官の独立性及びその見解の正確性は、次のことにより確保する。

- ・任命及び審査の実施に係る法律に定める手続を遵守すること
- ・何人かが審査過程に介入することを禁止すること
- ・NIPOの専門官の活動に必要な条件を作り出し、その財務的、社会的及びその他の支援を行うこと
- ・審判室が審査の結論を再検討することができるよう確保すること
- ・法律に定める場合に出願人及び第三者が審査に参加することができるよう確保すること

第 2-3 条 認証委員会

(1) 「認証委員会」とは、NIPO の合議体であって、知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の活動に従事する権利を取得する意思を示した者の専門的研修の水準を決定することを目的として設置されるものをいう。

(2) 認証委員会は、NIPO の職員、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局並びに知的所有権事件における代理人(特許弁護士)であって、知的所有権の法的保護の分野における少なくとも 10 年の実務経験を有する者から構成される。

(3) 認証委員会の権限、その構成、設置手続、その委員の要件、任期並びにその活動の規則及び手続は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定する。

(4) 認証委員会は、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認した規則に基づいて行動する。

第 2-4 条 不服審査委員会

(1) 「不服審査委員会」とは、NIPO の合議体であって、認証委員会の決定に対する知的所有権事件における代理人(特許弁護士)の候補者の不服申立を審理するため及び知的所有権代理人(特許弁護士)の行為に対する不服申立を審理するため並びに特許弁護士が法令の要件を満たすよう管理するために設置されるものをいう。

(2) 不服審査委員会は、NIPO の職員、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局の職員、知的所有権の分野に携わる著明な科学者並びに知的所有権事件における代理人(特許弁護士)であって、知的所有権の法的保護の分野における少なくとも 10 年間の実務経験を有する者から構成される。

(3) 不服審査委員会の権限、その構成、設置手続、その委員の要件、任期並びにその活動の規則及び手続は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定する。

(4) 不服審査委員会は、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認した規則に基づいて行動する。

第 3 条 国際条約

ウクライナ国会が批准したウクライナの国際条約が、商標に関してウクライナの法令に定める規則以外の規則を定めている場合は、国際条約の規則を適用する。

第 4 条 外国人及びその他の者の権利及び義務

(1) 外国人及び無国籍者は、ウクライナ国会が批准したウクライナの国際条約に従って、ウクライナの国民と同一の本法に定める権利及び義務を有する。

(2) 外国人、無国籍者、外国法人及びその他の者であって、ウクライナ国外に居住地又は恒久的所在地を有する者は、NIPO に対する自らの権利を、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認した規定に従って登録されている知的所有権事件における代理人(特許弁護士)を介して行使する。

第 II 章 商標の法的保護

第 5 条 法的保護の付与の要件

(1) 公序良俗、「ウクライナにおける共産主義的及び国家社会主義的(ナチス的)全体主義体制の非難並びにその象徴のプロパガンダの禁止に関して」のウクライナ法の要件に反せず、かつ、本法により定義された法的保護の拒絶理由に該当しない商標に対しては、法的保護を付与する。

(2) 標章又は標章の組合せは、商標の対象とすることができる。当該標章が、ある人の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別するのに適し、付与される法的保護の明確、かつ、正確な範囲を可能とする方法での登録簿における複製に適切である場合、当該標章は、特に、人名を含む語、文字、数字、図形的要素、色彩、商品又はその包装の形状、音とすることができる。(ウクライナの科学及び文化の発展に関連する場合を除き)共産党の指導的地位(地区委員会の書記以上の地位)にいる者、USSR、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国(ウクライナ社会主義ソビエト共和国)、他の連邦国又は自治ソビエト共和国の国家権力及び行政の最高機関の指導的地位にいる者、ソビエト国家保安委員会において従事した者の名称又は雅号、USSR、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国(ウクライナ社会主義ソビエト共和国)、他のソビエト連邦共和国の名称及びその派生の名称、共産党、ウクライナの領域内における又は個別の行政及び領域単位におけるソビエト権力の設立、20世紀におけるウクライナの独立闘争における参加者の迫害の活動に関連する名称は商標の対象とならない。

(3) 商標の権利の取得は、登録証によって証明しなければならない。登録証の有効期間は、NIPO への出願日から 10 年であり、また、この期間は、登録証所有者の請求により、手数料を第 18 条(2)に定める手続に基づいて納付することを条件として、10 年ごとに、NIPO により延長することができる。登録証の有効期間を延長するための手続は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定する。

登録証は、第 18 条に定める条件の下では、早期に消滅する。

国際登録を有する又はウクライナにおいて周知であると認定される商標の権利の取得は、証明を必要としない。

(4) 付与される法的保護の範囲は、登録簿に登録された商標の複製並びに商品及びサービスの一覧によって決定され、また、登録簿に登録された商標の複製並びに商品及びサービスの一覧の写しを記載する登録証によって証明される。

(5) 人、団体又はこれらの承継人は、本法に定める手続に従って、登録証を取得する権利を有する。

(6) NIPO への先の出願日を有する出願又は出願優先権が主張されている場合は先の優先日を有する出願の出願人は、登録証を取得する権利を有する、ただし、出願が取下げとみなされていないこと、取り下げられなかったこと又は NIPO が商標登録を拒絶する決定を下さず、当該決定に対して不服申立をする可能性が尽きたことを条件とする。

第 6 条 法的保護の拒絶理由

(1) 本法に従って、次を表示又は模造している標章については、法的保護を付与してはならない。

- ・国の紋章、旗章及びその他の国の表象(記章)
- ・国の完全な若しくは略式の正式名称又は国際的な2文字の国名コード
- ・国際政府間機関の紋章及び略式の又は完全な名称
- ・監督用及び証明用の公の記号及び印章
- ・勲章その他の栄誉章

当該標章は、関係管轄当局又はその所有者の同意が得られている場合は、商標の非保護要素として含めることができる。商標においてウクライナの正式名称及び国際的な2文字の国名コードの使用許可を付与するための管轄当局とは、NIPDが設置する合議体である。

(2) 本法に従って、次の標章は、法的保護を付与してはならない。

- ・通常では識別性を欠いており、かつ、標章の使用によっても識別性を獲得していないもの
- ・商品及びサービスについて現代の言語によって又は公正、かつ、定常的な取引慣行において一般に使用されている標章のみをもって構成されているもの
- ・出願に指定された商品及びサービスに関する又はそれらに起因する使用時の説明的な標章又は情報であって、商品及びサービスに係る種類、品質、組成、数量、属性、用途、価格、原産地、商品の製造若しくは販売若しくはサービスの提供に係る場所及び日時又はその他の商品若しくはサービスの明細を示す標章又は情報のみをもって構成されているもの
- ・商品又はサービスに関して、すなわち、それらの属性、品質又は原産地に関して誤認を生じさせる虞のあるもの
- ・商品の製造者又はサービスの提供者に関して、誤認を生じさせる虞のあるもの
- ・一般に使用されている表象及び用語である標章のみをもって構成されているもの
- ・商品の性質により若しくは技術的成果を得るための必要性により又は商品に有意な価値を与える形状により生じる形状のみを表示しているもの
- ・当該標章を含む商標の出願日前に、ウクライナにおいて登録された若しくは登録出願された又はウクライナの国際条約に従って法的保護を付与されている植物品種の名称を複製しているものであって、かつ、請求されている標章が、同一の又は関連する種の植物品種に関する場合のもの
- ・ウクライナにおいて登録された若しくは登録出願された又は関係するウクライナの国際条約を遵守して法的保護を付与されている地理的表示(アルコール及びアルコール飲料を含む)を含むものであって、当該表示を含む商標の出願日前に、また、優先権が主張されている場合には同一の又は関連する商品の優先日前に、出願された標章の使用時に、地理的表示の名声が使用され及び／又は出願された標章が製品の特別な品質、特徴及び真正の原産地に関して公衆に誤認を生じさせるもの

第2段落、第3段落、第4段落、第7段落及び第8段落に定める標章は、それらの標章が商標の画像における主要部でない場合は、非保護要素として商標に含むことができる。

第2段落、第3段落、第4段落、第7段落及び第8段落に定める標章は、それらが出願日前に使用の結果として識別性を取得した場合は、法的保護を付与することができる。

(3) 出願日時点で又は優先権が主張される場合には優先日時点で、標章が次のものと同一であるか、特に、次のものに関連して混同をもたらす虞があるほどに類似している場合は、その標章は商標として登録することができない。

- ・同一の又は関連する商品及びサービスについて、他人の名称で、ウクライナにおいて先に登録又は登録出願されていた商標

・他人の商標であって、当該商標が、ウクライナの国際条約に基づいて、ウクライナの領域内において登録することなく保護されている場合のもの、すなわち、同一の又は関連する商品及びサービスについてパリ条約第6条の2を遵守して周知として認定されている商標

・他人の商標であって、当該商標が、ウクライナの国際条約に基づいて、ウクライナの領域内において登録することなく保護されている場合のもの、すなわち、非関連の商品及びサービスについてパリ条約第6条の2を遵守して周知として認定されている商標であって、当該非関連の商品及びサービスに関して別の者による商標の使用がそれらと周知商標の所有者との関連を示し、当該所有者の利益を害する虞のあるもの

・ウクライナにおいて知られており、他人に属している商号であって、同一の又は関連する商品及びサービスに関する NIPO への出願の出願日前に、当該他人が当該商号についての権利を取得しているもの

・適合商標(証明商標)であって、所定の手続に従って登録されているもの

・外国で他人が使用する商標であって、出願がその者の許可なしにパリ条約第6条の7の意味でその者のエージェント又は代理人によって提出され、かつ、その者の異議申立がある場合には当該提出を正当化する証拠がないもの。

(4) 標章が次のものを複製している場合は、その標章は商標として登録することができない。

・意匠であって、その権利がウクライナにおいて他人に属しているもの

・ウクライナにおいて知られている科学的、文学的及び芸術的作品の名称又はそれらからの引用及び登場人物並びに芸術的作品及びその一部であって、著作権所有者又はその承継人の同意を得ていないもの

・ウクライナにおいて知られている人の姓、名、雅号及びこれらからの派生名称、肖像並びに模写であって、それらの人の同意を得ていないもの

(5) 第5条(2)及び「ウクライナにおける共産主義的及び国家社会主義的(ナチス的)全体主義体制の非難並びにその象徴のプロパガンダの禁止に関して」のウクライナ法の要件に反する標章は、法的保護を付与してはならず、また、商標として登録することができない。

(6) 第6条(3)第2段落から第5段落まで及び第7段落並びに本条(4)第2段落に定める標章は、先の登録商標の登録証所有者又はその他の先に取得された権利の所有者によって同意が与えられ、かつ、需要者に誤認を生じさせる虞のない場合、商標として登録することができる。

第 III 章 商標登録証の取得手続

第 7 条 出願

(1) 登録証を取得しようとする者は、NIP0 に出願を提出しなければならない。

出願は紙面又は電子形態で提出できる。出願人は出願方法を選択することができる。

電子形態で提出された出願は、電子書類及び電子書類管理の分野における法令、本法並びに知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局がそれらに基づいて定めた規則に従って維持している電子的記録の対象となる。電子形態による出願は、出願人(知的所有権事件における代理人又はその他出願人の許可を得た者)が認証された電子的署名を使用することによって身分証明することを条件として提出できる。

(2) 出願は、出願人の代理として知的所有権事件における代理人又はその他許可を得た者を通じて行うことができる。

(3) 出願は、1 の商標に係るものでなければならない。

(4) 出願は、ウクライナ語で作成しなければならない、また、次のものを含んでいなければならない。

- ・ 商標の登録の請求
- ・ 出願する標章の画像
- ・ 出願人が商標を請求している商品及びサービスの一覧であって、ニース分類に従って分類したもの

(5) 商標登録の請求には、出願人及び宛先を表示しなければならない。

団体標章登録の請求の場合、関係するチェックマーク及び当該商標を使用する権利を有する者の一覧を表示しなければならない。また、団体標章の登録の請求はその使用規約を明記した書類を添付する。

(6) 出願人が、商標の識別性として色彩又は色彩の組合せの保護を請求するときは、出願人は次のことを行わなければならない。

- ・ 出願において、その旨を請求し、保護を求める色彩又は色彩の組合せを表示すること
- ・ 出願において、所定の商標の色彩付複製を提示すること。

知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局は、当該複製の部数を定めなければならない。

出願された標章が色彩自体である場合、商標の使用例を提示すること。

(7) 出願は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めた規則に従って作成され、提出されなければならない。

(8) 出願については、手数料を課す。手数料の額は、出願人の人数及び出願に表示されている商品及びサービスに対応するニース分類の分類の数並びに出願された標章の独自性を考慮して決定する。所定の手数は、出願日から 2 月の満了日前に、納付されなければならない。この期間については 6 月を限度として延長することができるが、この期間の満了前に、関係する請求が提出され、その提出のための各手数料を納付することを条件とする。

第 8 条 出願日

(1) 出願日は、NIP0 が少なくとも次のものを含む資料を受領した日とする。

商標登録の請求であって、様式は問わないが、ウクライナ語で記載されているもの

出願人及び出願人の宛先に関する情報であって、ウクライナ語で記載されているもの
出願された標章に係る十分に明瞭な画像
出願された商標に係る商品及びサービスの一覧であって、ウクライナ語で記載されているもの

(2) 出願日は、第 10 条(10)及び(11)に従って定める。

第 9 条 優先権

(1) 出願人は、NIP0 又は工業所有権の保護に関するパリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の加盟国の関係当局に対して行った事前の出願の出願日後 6 月以内に、同一の商品及びサービスに関連する又は事前の出願において指定された商品及びサービスの一覧が含まれる同一の商標の事前の出願の優先権を有する。ただし、事前の出願について優先権が主張されていないことを条件とする。

(2) パリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国の領域における公式又は公認の国際博覧会における展示において使用され、提示された商標の優先権は、NIP0 が所定の日から 6 月以内に出願を受領したことを条件として、出願された商標が使用され又は提示された博覧会において最初に公開展示された日によって決定することができる。

(3) 優先権を使用しようとする出願人は、NIP0 への出願日から 3 月以内に、優先権の請求であって、事前の出願の出願日及び出願番号に言及したもの並びにこれらのウクライナ語翻訳文又は博覧会における商標の展示を確認する書類を提出しなければならない。ただし、パリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国の領域内において当該出願が提出されたこと又は当該展示がなされたことを条件とする。所定の資料は、この期間内に変更することができる。これらの資料が適時に提出されなかった場合は、出願の優先権は失われ、その旨を出願人に通知しなければならない。

第 10 条 出願の審査

(1) 出願の審査は、方式審査及び実体審査から構成され、本法並びに本法に基づいて知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めた規則に従って NIP0 が行う。

(2) NIP0 は、出願の審査を進めるのに必要な情報活動を行い、国際連合教育科学文化機関の総会により 1958 年 12 月 3 日に採択された「官公署出版物及び政府文書の国家間における交換に関する条約」に従う出版物の国内交換機関であり、出願の審査を進めるのに必要な情報活動を行う。

(3) 取り下げられたとみなされていない若しくは取り下げられなかった出願の又は国際登録に基づく商標の審査の最終結果は、理由を付した審査結論書において提示され、当該結論書は NIP0 の承認日に効力を生じる。

NIP0 は、出願に関する当該結論書に基づき、出願に指定された商品及びサービスの全部についての商標を登録すべき旨若しくは出願に指定された商品及びサービスの全部についての商標登録を拒絶すべき旨又は出願に指定された商品及びサービスの一部についての商標を登録し、かつ、出願に指定された商品及びサービスの残りの部分については商標登録を拒絶すべき旨の決定をしなければならない。出願に関する NIP0 の決定は、出願人に送付する。国際登録に基づく商標に関する審査結論書が承認された後、NIP0 は指定された商品及びサ

サービスの全部についてのウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護の付与若しくは付与拒絶又は指定された商品及びサービスの一部についてのウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護の付与を決定する。

ウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護を求める請求は、WIPO 国際事務局に送付する。

国際登録に基づく商標に関する審査結論書が承認され、NIPO が指定された商品及びサービスの全部についてのウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護の付与拒絶又は指定された商品及びサービスの一部についての商標の法的保護の付与拒絶を決定した場合、関係する請求は、WIPO 国際事務局に送付する。

出願人は、NIPO の決定を受領した日から 1 月以内に、関係する出願に対立する資料の写しを請求する権利を有する。国際登録所有者については、当該期間は、指定された商品及びサービスの全部についてのウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護の付与拒絶又は指定された商品及びサービスの一部についての商標の法的保護の付与の請求を NIPO が WIPO 国際事務局へ送付した日から 2 月とする。

当該写しは、1 月以内に出願人又は国際登録所有者にそれぞれ送付する。

(4) 出願人は、本人の発意により又は NIPO の求めにより、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めた手続により、審査中に生じた問題の検討に本人が直接又はその代理人を介して参加する権利を有する。

(5) 出願人は、出願中の誤りの補正並びに自身の名称(呼称)及び宛先、通信宛先、その代理人の名称及び宛先の変更並びに商品及びサービスの一覧の減縮に関する変更を行う権利を有する。

出願人は、出願人の変更に関連する出願の変更を行うことができる。ただし、出願に表示されている他の出願人から当該変更への同意を得ることを条件とする。出願人となることを希望する者もまた、すべての出願人の同意を得て、当該変更を行うことができる。

これらの補正及び変更は、NIPO が登録証交付のための国税の納付に関する書類以前に受領した場合に考慮される。

誤りの補正又は上記に表示した変更の何れかを行うことを求める請求の提出については、手数料を課す。ただし、誤りが明白な又は技術的なものでなく、かつ、変更が、請求人に従属する状況により生じたことを条件とする。

(6) NIPO は、追加資料なしには審査ができない場合又は出願の資料に含まれる情報若しくは要素の信頼性に関して十分な根拠のある疑義が発生した場合は、追加資料の提出を出願人に請求することができる。

出願人は、請求を伴う通知又は審査結論書を受領した日から 1 月以内に、追加資料を提出するために、出願に対立して提出された資料の写しを NIPO に請求する権利を有する。

出願人は、通知若しくは審査結論書又は出願に対立して提出された資料の写しを受領した日から 2 月以内に、追加資料を提出しなければならない。出願人が所定の期間内に追加資料を提出しなかった場合は、出願は取下げとみなし、出願人にその旨を通知する。

追加資料の提出期間は、この期間の満了前に対応する請求がされ、かつ、その提出のための手数料が納付された場合は、6 月を限度として延長する。

出願人により適切な措置が取られたにも拘らず、追加資料の提出期限が徒過された場合、当該期間の満了から 6 月以内に、関係する請求が追加資料とともに提出され、その提出のため

の手数料が納付されていることを条件に、当該出願に関する出願人の権利は回復する。

(7) 審査の過程において、出願人が追加資料を提出した場合、これらの資料が出願に開示されている標章の内容の範囲及び出願に指定された商品及びサービスの一覧を超えていないか否かを決定する。

追加資料が、商標として請求されている標章に含まれるはずだった特徴を記載している場合は、その資料は出願に開示されている標章の内容の範囲を超えている。

追加資料の内、出願に開示されている標章の内容の範囲を超える部分又は出願に指定された商品及びサービスの一覧を拡張する部分は、出願の審査の過程で考慮されない、また、出願人は、NIPO から関係する通知を受領した後、当該部分を別個の出願として提出することができる。

(8) (10)に従って、商標の出願若しくは国際登録又は国際登録後になされた国際登録のウクライナへの領域拡張に関する情報の公報への公告日から3月以内に、何人もNIPOに対し、表示されている標章の本法に定める法的保護の付与の要件の不遵守に関し、その出願又はウクライナにおける国際登録の有効性に対する理由を付した異議申立をする権利を有する。当該異議申立の提出については、手数料を課す。

異議申立に係る要件は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定する。異議申立はその写しとともに提出しなければならない。

NIPOは、異議申立の写しを出願人に送付する。

出願人は、異議申立を受領した日から2月以内に、NIPOに異議申立に対する意見を提出できる。出願人は、異議申立に反論して出願を変更せずに保持すること、出願について補正をすること又は出願を取り下げることができる。国際登録所有者については、所定の期間は、法的保護の付与の予備的拒絶の通知を異議申立の写しとともにNIPOがWIPO国際事務局へ送付した日から3月とする。

(9) 方式審査においては、次の事項を行う。

- ・第8条により、出願日を決定すること
- ・出願を、第7条の方式要件並びにそれに基づいて知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定した規則に適合しているか否かについて検査すること
- ・納付された出願手数料が、所定の要件に適合しているか否かについて検査すること

(10) 出願資料が第8条に定める要件を遵守しており、かつ、納付された出願手数料が所定の要件を遵守している場合は、決定した出願日の通知を、出願人に送付し、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定した出願に関する情報を、当該通知を送付した日から5就業日以内に公報に公告する。公告の対象となる情報の内容は、(利用可能な場合)次の情報を含む。

- ・出願番号
- ・出願日
- ・博覧会優先日
- ・パリ条約に基づく事前の出願の番号
- ・パリ条約に基づく事前の出願の出願日
- ・パリ条約同盟国であることを示す2文字の国名コード
- ・標章並びに商品及びサービスの一覧の登録のためのニース分類の索引番号

- ・ 標章の図形的要素の国際分類の索引番号
- ・ 標章の画像，出願された色彩(色彩又は保護される色彩の組合せ)
- ・ 出願人(出願人の名称又は完全呼称及び宛先)
- ・ 代理人(知的所有権事件における代理人(特許弁護士)又はその他許可を得た者の名称，完全呼称及び登録番号)
- ・ 名宛人(通信宛先)

公報への公告と同時に，出願に関する情報が出願データベースに登録される。出願データベースを維持するための手続及びそこに含まれる情報の内容は，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定する。

出願データベースに含まれる情報は，(利用可能な場合)次の情報を含む。

- ・ 出願番号
- ・ 出願日
- ・ 博覧会優先日
- ・ パリ条約に基づく事前の出願の番号
- ・ パリ条約に基づく事前の出願の出願日
- ・ パリ条約同盟国であることを示す2文字の国名コード
- ・ 標章並びに商品及びサービスの一覧の登録のためのニース分類の索引番号
- ・ 標章の図形的要素の国際分類の索引番号
- ・ 標章の画像，出願された色彩(色彩又は保護される色彩の組合せ)
- ・ 出願人(出願人の名称又は完全呼称及び宛先)
- ・ 代理人(知的所有権事件における代理人(特許弁護士)又はその他許可を得た者の名称，完全呼称及び登録番号)
- ・ 名宛人(通信宛先)

出願に関する情報が公告された後速やかに，何人も，知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めた手続に従って出願資料を閲覧する権利を有する。出願の資料の閲覧については，手数料を課す。

商標の国際登録又は国際登録後のウクライナへの国際登録の領域拡張に関する情報は，商標の国際登録又は国際登録後のウクライナへの国際登録の領域拡張に関するWIPO国際事務局の通報のNIPOによる受領後に公報に公告する。

(11) 出願資料が第8条の要件を満たしていない場合は，その旨を出願人に直ちに通知する。出願人が通知を受領した日から2月以内にその不適合を除去した場合は，NIPOが補正後の資料を受領した日を出願日とみなす。そうでない場合は，出願はなかったとみなし，出願人にその旨を通知する。

(12) 出願が第7条の要件を満たしており，かつ，納付された出願手数料が所定の要件を遵守している場合は，出願人にその旨を通知する。

(13) 第7条(8)の要件に違反する場合は，出願は取下げとみなし，出願人にその旨を通知する。

(14) 出願が，第7条の方式要件並びにそれに基づいて知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めた規則を満たしていない場合又は納付された出願手数料が所定の要件を遵守していない場合は，通知は，不備の補正の提案とともに出願人に送付する。

不備が商品及びサービスの分類に関するものである場合、通知には、NIPO が分類した商品及びサービスの一覧を記載しなければならない。また、必要な場合は、その通知に、出願手数料の追加納付の金額を表示しなければならない。一定の商品又はサービスが、出願においてニース分類の区分に分類できる可能性を与えない用語で提示されていた場合は、出願人に、当該用語を変更又は除去することを求める。出願人が要求に従わなかったときは、前記用語は、NIPO により商品及びサービスの一覧には含めない。

通知に表示された不備の補正は、追加資料について(6)に定める期間及び手続に基づいて行う。

(15) 実体審査中、出願された標章の本法に定める法的保護の付与の要件の遵守が確認され、(8)に従って提出された異議申立が審理される。

出願された標章の本法に定める法的保護の付与の要件の遵守を確認する場合、出願の資料、参照・検索装置並びに関係する公式出版物を含むNIPO の情報データベースが使用される。提出された異議申立はそこに提示された理由の範囲で審理され、出願人の応答が所定の期間内に提供された場合にはそれも考慮する。

異議申立審理の結果は、出願に関する審査結論書において記載されなければならない。審査結論書に基づいて作成されたNIPO の決定の写しは、異議申立人にも送付する。

当該審理の結果に基づいてNIPO が、出願に指定された商品及びサービスの全部についての商標の登録に関する決定をする場合又は出願に指定された商品及びサービスの一部についての商標の登録に関する決定並びに出願に指定された商品及びサービスの残りについての商標の登録の拒絶に関する決定をする場合、出願の審理は、第10条(8)に基づく異議申立人が当該決定に不服申立をするための第15条(1)第2段落に定められた期間の満了まで停止する。

(16) 実体審査及びもしあれば異議申立の審理の結果に基づいて、出願された標章が、法的保護の付与の要件の全部又は一部を満たしていないと考える理由がある場合は、NIPO は、出願された標章の法的保護の付与の要件の全部又は一部の不遵守の理由の網羅的な一覧を付した予備的結論書を出願人に送付し、当該予備的結論書は商標の登録を支持する理由を付した応答を提出するよう求める提案とともに一度に限り送付することができる。

出願人の応答は、追加資料について(6)に定める期間及び手続に従って提出されるものとし、出願に関する審査結論書の作成時に考慮する。

実体審査の結果に基づいて国際登録に基づく商標が法的保護の付与の要件の全部又は一部を遵守していないと考える理由がある場合、NIPO は法的保護の付与の予備的拒絶をWIPO 国際事務局に送付する。この場合、国際登録所有者の応答は、(6)に定める手続に基づいてNIPO が当該通報を送付した日から3月以内になされなければならない。

第11条 出願の取下げ

出願人は、登録証交付のための国税を納付する日の前は、いつでも出願を取り下げる権利を有する。

第11-1条 出願の分割

(1) NIPO が出願に関する決定を行う前に、出願人は、本出願に記載した商品及びサービスを分けることにより、その出願を2以上の出願(分割出願)に分割する権利を有し、個々の分割出願は、他の出願に記載されている商品及びサービスに関する商品及びサービスを含んで

いてはならない。

(2) 出願人は、出願において関係する変更をするための請求及び分割出願を提出することによって出願の分割を行う。ただし、請求及び出願の提出について各手数料を納付しなければならない。

(3) 分割出願の出願日は、分割された出願の出願日と同一とする。分割出願の優先日は、分割された出願の優先日と同一と決定する。

第 12 条 登録証交付の公告

商標の登録に関する決定に基づき、かつ、登録証交付のための国税の納付に関する書類及び登録証交付に関する公告のための手数料を受領していることを条件として、所定の手続に基づいて決定した登録証交付に関する情報を公報に公告する。出願人は、商標の登録に関する決定を受領した後に、所定の税及び手数料を納付しなければならない。

出願人が商標の登録に関する決定を受領した日から 3 月以内に、登録証交付のための国税の納付に関する書類及び登録証交付に関する公告のための手数料を法令に定める金額及び手続に基づいて NIPO が受領しなかった場合は、公告は行わず、出願は取下げとみなす。

登録証交付のための国税の納付に関する書類及び登録証交付に関する公告のための手数料を受領するための期間は、所定の期間の満了前に関係する請求が提出され、その提出のための手数料が納付される場合、6 月を限度として延長することができる。登録証交付のための国税の納付に関する書類及び登録証交付に関する公告のための手数料を受領するための期間が、正当な理由によって徒過する場合、出願についての出願人の権利は、関係する請求が、登録証交付のための国税の納付に関する書類及び登録証交付に関する公告のための手数料並びに請求を提出するための手数料とともに所定の期間の満了から 6 月以内に提出されるとき、回復される。

ウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護の付与のための請求を WIPO 国際事務局に送付すると同時に、関係する情報を公報に公告する。

第 13 条 商標の登録

(1) 登録証交付に関する情報の公告と同時に、NIPO は商標の国家登録を行う。登録簿維持のための手続及び登録簿に含まれる情報の一覧は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定する。

(2) 登録簿に情報が登録されると、何人も、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定める手続に基づいて、その情報を閲覧し及び請求により登録簿からの登録証に関する情報の要約を取得する権利を有する。ただし、前記請求の提出のための手数料が納付されることを条件とする。

(3) 登録簿に記録されている情報の誤りは、登録証所有者又は NIPO の発意により訂正しなければならない。

登録簿についての変更は、変更許容項目の所定の一覧に従って、登録証所有者の発意により行うことができる。

誤りの訂正又は変更を行うことを求める請求の提出については、手数料を課す。ただし、誤りが明白な又は技術的なものでなく、かつ、変更が、請求人に従属する状況により生じたことを条件とする。

第 14 条 登録証交付

(1) NIPO は、商標の国家登録後 1 月以内に、登録証を交付しなければならない。登録証は、登録証を取得する権利を有する者に交付しなければならない。複数の者が登録証を取得する権利を有する場合は、それらの者は単独の登録証を取得する。

(2) 登録証の様式及びそれに記載される情報の内容は、知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定める。

(3) NIPO は、登録証所有者から請求があったときは、交付された登録証の明白な誤りを訂正するものとし、その後この旨を公報に公告する。

(4) 登録証の紛失又は損傷の場合、その所有者は知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が決定した手続により登録証の副本を付与される。登録証の副本の付与については、手数料が課される。

第 15 条 NIPO の決定に対する不服申立

(1) 出願人は、出願に関する NIPO の決定に対して、NIPO の決定又は第 10 条(3)に従って請求した資料の写しを受領した日から 2 月以内に、裁判所において又は審判室に対して不服申立をすることができる。国際登録所有者については、所定の期間は、指定された商品及びサービスの全部についてのウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護の付与拒絶又は指定された商品及びサービスの一部についての商標の法的保護の付与拒絶の請求を、NIPO が WIPO 国際事務局へ送付した日から 3 月とする。

第 10 条(8)に従う異議申立人は、第 10 条(15)第 4 段落を遵守してその者に送付された決定の写しの受領日から 2 月以内に NIPO の決定について審判室に審判請求をすることができる。

(3) 出願人は、NIPO の決定に対して審判室に審判請求をする権利を、登録証を交付するための国税の納付の場合は失う。

(4) NIPO の決定に対しては、本法並びにそれに基づいて知的所有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が承認した審判室規則により決定された手続に従って、決定に対する異議申立を提出することにより、審判室に審判請求する。当該異議申立の提出については、手数料を課す。手数料が(1)に定める期間内に納付されなかった場合は、異議申立はされなかったとみなし、通知を異議申立人に送付する。

(5) 審判室が異議申立及び異議申立提出のための手数料の納付に関する書類を受領したときは、出願処理は、審判室による決定が承認されるまで停止しなければならない。

出願に関する NIPO の決定に対する異議申立を(1)第 2 段落に従って提出する場合、通知及び当該異議申立の写しが直ちに申立人に送付される。出願人は、審判室規則が定める手続及び期間に従い、審判室に異議申立に対する根拠を付した応答を提出する権利を有する。

(6) 出願に関する NIPO の決定に対する異議申立は、異議申立及び異議申立提出のための手数料の納付に係る書類を受領した日から 2 月以内に、出願人による異議申立において及び異議申立の審理中に提示された理由の範囲内で並びに出願人の応答を受領した場合にはその応答を考慮して審判室規則に従って審理しなければならない。出願人又は(1)第 2 段落に従う異議申立人の発意により、異議申立に関する審理期間の延長が認められるが、その期間は 2 月を限度とし、また、関係する請求が提出されており、その提出のための手数料が当該期間の満

了前に納付されていることを条件とする。

(7) 審判室は、異議申立審理の結果を基にして、理由を付した決定をする。当該決定は、NIPO の命令によって承認され、出願人に及び異議申立が(1)第 2 段落に従って提出される場合には異議申立人に送付される。

異議申立の全部又は一部が認められた場合は、異議申立の提出のための手数料は、異議申立提出のための所定の手数料の 50%の金額が返還される。

出願人ではない者によって異議申立が提出される場合、審判室は、異議申立審理の結果に基づいて、出願人に当該決定の副本を送付する。

(9) 出願人又は(1)第 2 段落に従う異議申立人は、NIPO が承認した審判室決定に対し、決定を受領した日から 2 月以内に裁判所に不服申立することができる。

(10) 審判室の決定は、NIPO の命令による承認日に効力が生じ、NIPO の公式ウェブサイトにおいて全文を公開する。

第 IV 章 登録証から生じる権利及び義務

第 16 条 登録証から生じる権利

(1) 登録証から生じる権利は、出願日から効力を有する。

(2) 登録証所有者は、その商標を使用する権利及び本法が規定するその他の権利を行使する権利を有する。

(3) 商標使用に際して、複数の者—登録証の所有者間における関係は、それらの者の間の合意によって定められる。当該合意が成立しない場合は、個々の登録証所有者は、自己の裁量においてその商標を使用することができるが、何れの所有者も、他の登録証所有者の同意を得ることなく、他人に対し、その商標の使用を許可(ライセンスを発行)する権利及びその商標所有権を移転する権利を有さない。

(4) 次の行為は、商標の使用であるとみなす。

- ・ 商標の登録対象となっている商品、当該商品の包装、当該商品に関連する看板、商品に添付されたラベル、タブ、タグ若しくはその他のアイテムにその商標を付すること
- ・ 商標の登録対象となっている商品を販売の申出の目的で所持すること
- ・ 当該商品の販売の申出、販売、輸入(持込)及び輸出(持出)すること
- ・ 商標の登録対象となっているサービスの申出又は提供を行うときに、その商標を使用すること
- ・ 営業用書類又は広告及びインターネットにおいて、商標を使用すること

商標が、登録商標の形状及び登録商標と一定の要素のみが異なり全体としての商標の識別性を変更しない形状で利用されている場合は、商標が使用されているものとみなす。

(5) 登録証所有者は他人に対し、本法に別段の定めがある場合を除き、当該所有者の同意を得ずに次のものの使用を禁止する排他権を有する。

- ・ 登録証に記載されている商品及びサービスについての登録商標と同一である標章
- ・ 使用が標章と商標との混同を生じる虞がある場合、特に、当該標章の商標との連想が生じ得る場合、登録証に記載されている商品及びサービスに関連する商品及びサービスについての登録商標と同一である標章
- ・ 使用が標章と商標との混同を生じる虞がある場合、特に、当該標章の商標との連想が生じ得る場合、登録証に記載されている商品及びサービスについての登録商標と類似する標章
- ・ 使用が標章と商標との混同を生じる虞がある場合、特に、当該標章の商標との連想が生じ得る場合、登録証に記載されている商品及びサービスに関連する商品及びサービスについての登録商標と類似する標章

(6) 他人が当該所有者の同意を得ないで登録商標を使用することを禁止する登録証所有者の排他権は、次の事項には及ばない。

- ・ 出願日前又は優先権が主張されている場合は出願優先日前に取得された権利を行使すること
- ・ 登録証所有者により又はその同意を得て、商標を付して市販された商品についてその商標を使用すること。ただし、当該商品のその後の販売に関連し、特に、商品が市販された後、商品が変化し又はその品質が低下している場合において、登録証所有者が、その使用を禁止すべき重大な理由を有していないことを条件とする。
- ・ 商標登録証所有者の権利を侵害する標章がないことを条件として、商品又はサービスの種

類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造日時若しくはサービスの提供日時又はその他の特徴に関連して業として標章を使用すること

- ・追加設備又は予備部品として、商品又はサービスの用途を特定するのに必要な場合に、業として商標を使用すること。ただし、当該商標が公正な商慣習に従って使用されていることを条件とする。

- ・客観的に区別を強調するために商品及びサービスを識別する目的のためにのみ比較広告において商標を利用すること。ただし、当該商標が公正な商慣習に従い、かつ、不正競争に対する保護に関する法令の規定を遵守して利用されていることを条件とする。

- ・商標を非商業的に使用すること

- ・すべての放送形態においてニュースを放送すること及びニュースについて論評すること

- ・他人自身の名称又は宛先を当該他人が公正使用すること

- ・広告、不正競争に対する保護に関する法令に従って行い、かつ、不公正な商慣習に関連していない、比較広告において商標を使用すること

地理的表示を含む商標に関し、他人に対し登録証所有者の同意を得ないで登録商標を使用することを禁止する排他権は、他人による関係する地理的名称の公正使用には適用されない。

(7) 登録証所有者は契約により、登録証に記載されている商品及びサービスの全部又は一部についての、商標に関する所有権を何人に対しても移転することができる。

(8) 登録証所有者は何人に対しても、ライセンス契約に基づいてその商標の使用を許可(ライセンスを発行)する権利を有する。

ライセンス契約には、特に、商標の使用方法、商標の使用が許可される領域及び期間についての情報を含まなければならない並びに当該ライセンス契約に基づいて製造され又は提供される商品及びサービスの品質が、登録証所有者の商品及びサービスの品質よりも低くあってはならないこと及び登録証所有者が所定の要件の遵守を監督する要件を記載しなければならない。

(9) 商標所有権の移転契約及びライセンス契約は、書面をもって締結され、当事者が署名する場合に限り有効であるとみなされる。

契約当事者は、商標所有権の移転又は商標を使用するためのライセンスの発行に関し、不特定多数に通知する権利を有する。当該通知は、NIPO が定める範囲及び手続に従い、公報に情報を公告することによって行うものとし、同時にこれを登録簿に登録する。

商標所有権の全部の移転及び商標を使用するためのライセンスの発行に関する情報並びに契約当事者が申し入れるライセンス発行に係る情報変更の公告については、各手数料を納付しなければならない。

登録証に記載されている商品及びサービスの一部についての、商標所有権の移転に関する情報を公告する場合は、NIPO は、当該権利の被移転人の名称による新たな登録証を交付しなければならない。ただし、新たな登録証を交付するための国税の納付に関する書類を受領していることを条件とする。

(10) 登録証所有者はその商標の傍に、当該商標がウクライナにおいて登録されていることを示す丸囲みのラテン文字「R」の様式で警告マークを付す権利を有する。

(11) 再販業を営む登録証所有者は、商品の製造者又はサービスの提供者との契約に基づき、それらの者の商標とともに及びそれらの者の商標に代えて、自己の商標を使用する権利を有する。

第 17 条 登録証から生じる義務

登録証所有者は、登録証から生じる権利を誠実に行使しなければならない。

第V章 登録証の消滅及び無効

第18条 登録証の消滅

(1) 登録証所有者はいつでも、NIPOへの請求により、登録証を全部又は一部について放棄することができる。当該放棄は、関係する情報の公報への公告日から効力を生じる。

(2) 登録証は、登録証の有効期間を延長するための手数料が納付されなかった場合は、消滅する。登録証の有効期間を延長するための請求及びその有効期間を毎回延長するための手数料は、NIPOが登録証の現に有効な期間の満了までに受領しなければならず、手数料は、この期間の最終6月以内に納付されることを条件とする。

登録証の有効期間を延長するための手数料及び登録証の有効期間を延長するための請求は、所定の期間満了後6月以内に、NIPOに提出しなければならない。この場合は、手数料の金額は50%増額する。

登録証は、各手数料が納付されなかった場合の登録証の有効期間の初日に消滅する。

(3) 登録証は、次のように裁判所の決定によって消滅する。

登録証を交付することに関する情報の公告日後、一定の種類の商品及びサービスに関して、商標が一般に使用される標章に変容したことに関連して、登録証所有者による又はその同意を得た他人による商標の使用により、特に商標が登録されている商品及びサービスの出所、品質又は原産地に関して公衆に誤認を生じさせる場合

登録証の消滅の理由が一定の商品又はサービスに適用される場合、登録証は当該商品又はサービスに関してのみ消滅する。

(4) 商標が、登録証を交付することに関する情報の公告日から連続する5年以内に、登録証に記載されている商品及びサービスの全部若しくは一部についてウクライナにおいて使用されていない場合又は商標の使用が当該公告後の他日から連続する5年間中断している場合、何人も裁判所に対し、登録証の全部又は一部に関する早期消滅の請求を提起する権利を有する。

本項の適用上、国際登録に基づく商標の使用が開始する日が、ウクライナにおける国際登録に基づく商標の法的保護の提供に関する情報のNIPO公報への公告日である。

この場合、登録証所有者が不使用についての正当な理由を示さない限り、登録証又はウクライナにおける国際登録の全部又は一部を消滅させることができる。当該正当な理由には、登録証又は国際登録の所有者の意思に拘らず、商標の使用が阻止される状況であったこと、特に、輸入の制限又は商品及びサービスに関して法令の定めるその他の要件が含まれる。

本項の適用上、ライセンス所有者による商標の使用もまた、登録証所有者の同意に基づく他人による当該商標の使用であるものとみなす。

団体標章の使用の権利を有する者による商標の使用は、登録証所有者による使用であるとみなす。

商標の不使用の5年間の満了から登録証の早期消滅の請求の提出までの期間内に、商標の使用が開始し又はその使用が再開した場合、登録証は、消滅させることができない。ただし、商標の使用又は使用の再開の準備が当該請求の提出前3月以内、かつ、登録証所有者が当該請求の提出の可能性を知った後に開始した場合を除く。

第19条 登録証の無効

- (1) 次の場合においては、司法手続により、登録証の全部又は一部を無効にすることができる。
 - (a) 登録商標が法的保護を付与するための要件を満たしていない場合
 - (b) 登録証が、出願時において提示されていなかった商標の複製の要素並びに商品及びサービスの一覧を記載している場合
 - (c) 登録証が、他人の権利を侵害する出願がされた結果、交付された場合
- (2) 登録証が、その全部又は一部について無効と認定された場合は、NIPOはその旨を公報において通知しなければならない。
- (3) 無効と認定された登録証又はその一部は、出願日の翌日から効力を生じなかったとみなす。
- (4) 外国における商標の所有者であって、その権利が当該所有者の同意なしにエージェント又は代理人によってウクライナにおいて取得されている者は、関係する証拠によってエージェント又は代理人がその行為を正当化できない場合、当該商標の登録証の無効を要求できる。
- (5) 登録証が無効とされ、かつ、裁判所が、出願が他人の権利を侵害して提出されていたことを確定する場合、裁判所は、登録証所有者に対し、当該他人の権利を侵害する商標の登録から生じた行為を原因とする損害を被った当該他人のために損害賠償を決定できる。

第 VI 章 権利の保護

第 20 条 登録証所有者の権利に対する侵害

(1) 第 16 条に定めた登録証所有者の権利に対する違反行為は、登録証所有者の権利の侵害とみなされるものとし、ウクライナの現行法令に基づいて賠償責任を伴う。前記の違反行為には、登録証所有者の同意を必要とするにも拘らず、その同意を得ないで行われた行為及び当該行為のための準備を含む。

第 16 条(5)に定める商標及び標章の使用であって、登録証所有者の同意のないドメインネームにおけるものも、権利の侵害とみなされる。

(2) 登録証所有者から請求があったときは、侵害は停止されるものとし、侵害者は、登録証所有者に対し、与えた損失を補償しなければならない。

登録証所有者はまた、不法に使用された商標若しくは商標と当該標章との間で混同を生じさせる虞があるほどに当該商標に類似している標章を、製品若しくはその包装から除去すること又は当該商標若しくは混同を生じさせる虞があるほどに当該商標に類似している標章の、製造された複製を破棄することを請求することができる。

ライセンスを取得した者もまた、登録証所有者の同意を得て、登録証所有者の侵害された権利の回復を請求することができる。

第 21 条 救済

(1) 商標の権利の保護は法律に定める司法及び他の手続に従って行われる。

(2) 裁判所の管轄権は、本法の適用に起因して生じるすべての法的関係に及ぶ。

裁判所は、特に、その管轄権に従って、次の事項に関する紛争を解決する。

- ・登録証所有者の決定
- ・ライセンス契約の締結及び履行
- ・登録証所有者の権利の侵害

第 22 条 再登録の権利

登録証の以前の所有者のみが、第 18 条(1)及び(2)に従う登録証の消滅後 2 年以内に、商標を再登録する権利を有する。ただし消滅した登録証の所有者が商標の登録出願に同意を与える場合を除く。

第 VII 章 最終規定

第 23 条 国税及び手数料

商品及びサービスに係る商標の登録証を交付するための国税の納付の金額及び手続は、法令に従って決定する。

商標の登録証を交付するための国税の納付から受領した収入は、ウクライナ予算法に定める方法により予算に計上する。

本法に定める手数料の金額、その納付条件及び手続は、ウクライナ内閣が決定する。

本法に定める手数料は、NIP0 の当座預金口座に納付する。

本法に定める手数料による収入は、特定目的に充当されるものであり、専ら知的所有権の法的保護に係る国家体制の発展及び運営のために、特に本法及び知的所有権の分野における他の規則的法令に定める業務の遂行のために使用する。

第 24 条 外国における商標の登録

(1) 何人も、外国において商標を登録する権利を有する。

(2) 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び／又は標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に従った外国における商標の登録の場合は、国際登録出願並びに国際登録後の領域拡張に関する及び国際登録の更新に関する関係する請求は、個々の請求の提出についてそれぞれ国内手数料を納付することを条件として、NIP0 を介して行わなければならない。国際登録後の領域拡張に関する請求及び国際登録の更新に関する請求は、国際登録が標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書にのみ遵守してなされている場合、WIPO 国際事務局に直接提出することができる。

(3) 外国における商標の登録に関連する支出は、出願人又はその同意を得た他人の負担とする。

第 25 条 周知商標の権利の保護

(1) 周知商標の権利の保護は、パリ条約第 6 条の 2 及び本法に従って行うものとし、審判室又は裁判所による商標が周知であるとの認定に基づく。当該商標は、ウクライナにおけるその登録の有無に拘らず、周知と認定することができる。

(2) 商標がウクライナにおいて周知であるか否かを決定するときは、該当する場合は、次の要因を考慮することができる。

- ・ 関係する業界による商標についての著名性及び認定の程度
- ・ 商標の使用に係る期間、範囲及び地理的領域
- ・ 商標の宣伝に係る期間、範囲及び地理的領域。宣伝には、その商標が使用されている商品及び／又はサービスに関する広告、公表及び展示会又は博覧会における展示を含む。
- ・ 商標が使用されているか又は認定されていることを条件として、商標の登録及び／又は登録出願に係る期間、範囲及び地理的領域
- ・ 商標の権利の主張が成功していることの証拠。特に、管轄当局によって商標が周知であると認定されている領域
- ・ その商標に関連している価値

(3) 審判室による、ウクライナにおいて商標が周知であるとの認定のための手続は、知的所

有権の分野における国家政策の形成及び実施を担当する中央行政当局が定めなければならない。商標が周知であるとの認定に関する請求の提出については、手数料を納付しなければならない。

ウクライナにおいて商標が周知であるとの認定に関する審判室の決定に対しては、裁判所に不服申立することができる。

(4) 裁判所において商標が周知と認定された場合、その商標が周知であると認定された者が NIPO に当該決定を通知する。

審判室によって又は裁判所において認定された周知商標に関する情報は、NIPO によってウクライナにおける周知商標の一覧に登録し、公報に公告する。ウクライナにおける周知商標の一覧は、参考目的であり、公衆の利用に供し、かつ、NIPO の公式ウェブサイトにおいて公開される。